安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

特に、義務教育職員給与など地方財政法第 10 条の国庫負担金については、国 が義務的に支出しなければならない経費であることから、PDCAサイクルとい う名の下に一方的な削減は行わないこと。また、国庫支出金に対し、いわゆるパ フォーマンス指標を設定してその配分に反映するようなことは行わないこと。

- 2. いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。
- 3. 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組んでいるところであるが、これらが円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。また、統一的な基準による地方公会計の整備の促進についても、適切な財政措置を講じること。
- 4. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。
- 5. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。